

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の運用について（例規）

（制定：平成23年9月8日 務第47号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する訓令（平成23年和歌山県警察本部訓令第21号）の規定に基づき意見の聴取を行う場合の運用について、下記のとおり定め、平成23年9月8日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 参加許可の通知

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年和歌山県規則第73号。以下「手続規則」という。）第6条第2項の規定による通知は、参加許可通知書（別記様式第1号）又は口頭により行うものとする。

2 文書等の閲覧の通知

手続規則第8条第2項の規定による通知は、文書閲覧通知書（別記様式第2号）又は口頭により行うものとする。

3 主宰者の指名

手続規則第9条の規定による主宰者の指名は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 警務部警務課長の職にある者
- (2) 警務部警務課次席の職にある者

4 補佐人の出頭許可の通知

手続規則第11条第2項の規定による通知は、補佐人出頭許可通知書（別記様式第3号）又は口頭により行うものとする。

5 審理の公開に係る公示

手続規則第13条の規定による公示は、意見の聴取の期日の1週間前までに和歌山県警察本部庁舎の掲示場で行うものとする。

6 意見の聴取調書等の閲覧の通知

手続規則第17条第2項の規定による通知は、意見の聴取調書等閲覧通知書（別記様式第4号）又は口頭により行うものとする。

（別記様式省略）